別記様式第１１の２（第４３条の９関係）

地区計画の区域内における行為の届出書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　あ き る 野 市 長　殿

届出者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

都市計画法第５８条の２第１項の規定に基づき、

　土地の区画形質の変更

　建築物の建築又は工作物の建設

　建築物等の用途の変更　　　　　　　について、下記により届け出ます。

　建築物等の形態又は意匠の変更

　木竹の伐採

記

１　行為の場所　　　　　あきる野市

２　行為の着手予定日　　　　　　　　　　　　　　　 　　　年　　　月　　　日

３　行為の完了予定日　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　年　　　月　　　日

４　設計又は施行方法

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 土地の区画形質の変更 | 区域の面積　　　　　　　　　　　　 　　　　㎡　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| (2)建工築作物物のの建建築設又は | (ｲ) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転) |
| (ﾛ)　設計の概要 |  | 届 出 部 分 | 届出以外の部分 | 合計 |
| (ⅰ) 敷地面積 |  |  | ㎡ |
| (ⅱ) 建築又は建設面積 | 　㎡ | 　　　㎡ | ㎡ |
| (ⅲ) 延べ面積 | 　㎡(　　　　　　㎡) | 　　　　㎡(　　　　　　㎡) | ㎡(　　　　　　㎡) |
| (ⅳ) 高さ　 | 地盤面から　　　　　　　　　　　　　　 ｍ |
| (ⅴ) 緑化施設の面積 |  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ㎡ |
| (ⅵ) 用途 |   |
| (ⅶ) 垣又はさくの構造 |  |
| (3) 建築物等の用途の変更 | (ｲ) 変更部分の延べ面積　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ㎡ |
| (ﾛ) 変更前の用途 |  |
| (ﾊ) 変更後の用途 |  |
| (4)　建築物等の形態又は意匠の変更 | 変更の内容 |
| (5)　木竹の伐採 | 伐採面積　　　　　　　　　　　　　　　㎡ |

備　考

１　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

３　建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。

４　地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。

５　都市計画法第12条の9に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。

　　 (1)　当該建築物の建築については、(2)(ﾛ)(ⅲ)延べ面積欄の（　）の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。

(2)　当該建築物の用途の変更については、(2)(ﾛ)(ⅰ)敷地面積の合計欄及び(2)(ﾛ)(ⅲ)延べ面積の合計欄（同欄中の（　）は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄）についても記載すること。

６　同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

７　緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第９条に定める方法により算定すること。

**行為の種類に応じて、次の図面を添付してください。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 行為の種類 | 図面 | 縮尺 | 備考 |
| (1)　土地の区画形質の変更の場合 | 案内図 | 1／10,000以上 | 方位、道路及び目標となる地物を表示 |
| 区域図 | 1／1,000 以上 | 当該土地の区域及び当該区域の周辺の公共施設を表示 |
| 設計図 | 1／100　 以上 | 造成計画平面図等 |
| (2)　建築物の建築、工作物の建設及び建築物の用途の変更の場合 | 案内図 | 1／10,000以上 | (1)に同じ。 |
| 配置図 | 1／100　 以上 | 敷地内における建築物又は工作物の位置を表示 |
| 立面図 | 1／50　　以上 | 2面以上。外壁等の色彩並びに垣又はさく等の構造及び色彩を表示 |
| 平面図 | 1／50　　以上 | 各階のもの。各階の用途を表示(工作物の場合は不要) |
| (3)　建築物及び工作物の形態又は意匠の変更の場合 | 配置図 | 1／100　 以上 | (2)に同じ。 |
| 立面図 | 1／50　　以上 | (2)に同じ。 |